

有料老人ホーム戸数扱い取扱いのよくある質問

Q1 なぜ有料老人ホームに集合住宅の戸数扱い制度を適用するのか。

A1 集合住宅戸数扱いの制度は、一般住宅との均衡を図ったものであり、住居以外の目的を有する事業が併設されている物件は、制度の趣旨を勘案し運用として適用対象から除外しています。しかしながら、平成 23 年 10 月に「高齢者の居住の安定確保に関する法律（「高齢者住まい法」）」の改正により、「もともと集合住宅として取扱っていた高齢者向け賃貸住宅が、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）又は有料老人ホームに移行することとなった」こと、「有料老人ホームがサ高住に登録できることとなった」ことをうけて検討した結果、平成 24 年 10 月から、サ高住の登録の有無に関わらず、有料老人ホームへの戸数扱いや各戸検針の制度の適用を開始いたしました。

有料老人ホームにおいても、一般の集合住宅と同様に、併設事業がある場合は適用対象から除外しています。ただし、介護付有料老人ホームの併設事業である特定施設入居者生活介護等は、特定施設の入居者のみを対象としているため、集合住宅戸数扱いを認めています。一方、住宅型有料老人ホームについては介護事業を併設している場合は対象外としていました。

そこで、平成 31 年 4 月より、住宅型老人ホームと介護付有料老人ホームとの公平性を考慮し、住宅型有料老人ホームにおいても、介護付有料老人ホームの特定施設入居者生活介護等と同じようなサービスを入居者のみに実施している場合には、戸数扱いを認めることとしました。

Q2 料金減免などの取扱いは

A2 料金減免の取扱いについても、集合住宅の場合と同様となります。

Q3 訪問介護や訪問看護など訪問という名であっても、入居者のみに実施していたら適用となるのか。

A3 訪問介護や訪問看護は有料老人ホームの入居者にも実施することが可能です。入居者のみに実施していれば適用となります。なお、短期入所生活介護や通所介護など、入居者に定住性がないものや入居者ではない人に実施しているものは適用外となります。

Q4 入居者のみに実施しているかどうかどのように確認するのか。

A4 お客さまからの申請を基に局職員が現地訪問し、その確認をします。虚偽の申請であることが判明した際には、過料等の対象となる場合があります。

- Q5 なぜ認知症グループホームや特別養護老人ホームは適用としないのか。
- A5 認知症高齢者グループホームについては、老人福祉法において、「介護その他の日常生活上の援助を行う事業」と定義されており、アパートやマンションのような集合住宅とは性格が異なるものです。特別養護老人ホームは、老人福祉法において、「老人福祉施設」であり、自立した生活が困難な方などを入所させ、日常生活上の世話に加え、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設であり、アパートやマンションのような集合住宅とは性格が異なるものです。
- Q6 介護保険法第8条第7項の通所介護や第9項の短期入所生活介護などが併設の場合適用となるか。
- A6 通所介護は入居者以外の人を対象としていること、短期入所生活介護は定住性のない人を対象としているため、適用の対象とはなりません。
- Q7 有料老人ホームではないビルなどに介護保険法第8条や第8条の2の事業が入っている場合は戸数扱いとならないのか。
- A7 当該例外規定は有料老人ホームのみの適用となるため、有料老人ホーム以外の住居ではない施設やビルなどは適用の対象とはなりません。
- Q8 有料老人ホームではない特別養護老人ホームや認知症グループホームで介護保険法第8条や第8条の2の事業が入っている場合は戸数扱いとならないのか。
- A8 当該規定は有料老人ホームのみの適用となるため、有料老人ホーム以外の施設は併設事業の有無に関わらず戸数扱いの対象とはなりません。
- Q9 現在既に戸数扱いを適用しているが、なにか新たに書類の提出は必要か。
- A9 新たに書類を提出していただく必要はございませんが、申請時と変更がございましたら、「戸数扱い措置・変更・解除申請書」（入居戸数の変更があった場合）、「有料老人ホーム戸数扱い適用における確認書」（併設事業を変更した場合）を提出してください。
- Q10 現在戸数扱いが適用されているが、適用できないことが判明した場合どうなるか。
- A10 戸数扱いの適用が解除となります。「戸数扱い措置・変更・解除申請書」により解除申請をしてください。
- Q11 通常入居者のみに実施しているが、ある時外部の者に訪問介護等を実施した場合はどうなるか。

A11 当該制度は入居者のみに実施している場合に限り、例外として併設事業を認めているものでございます。そのため、入居者以外の方に介護事業を実施した際は、「戸数扱い措置・変更・解除申請書」により解除申請をしてください。

Q12 併設事業が増えた時、報告が必要か。

A12 「有料老人ホーム戸数扱い適用における確認書」（併設事業を変更した場合）を提出してください。

Q13 訪問介護は入居者のみだが、訪問看護は外部の者にも実施している。戸数扱いはできないか。

A13 当該制度は入居者のみに実施している場合に限り、例外として併設事業を認めているものでございます。そのため、入居者以外の方に実施している事業がございましたら、適用の対象とはなりません。

Q14 入居者の移り変わりが激しいため、毎月入居者人数が増減する。その都度「戸数扱い措置・変更・解除申請書」により入居者人数の変更の提出が必要か。

A14 一般の集合住宅においても、入居戸数が増えるたびに「戸数扱い措置・変更・解除申請書」により入居者戸数の変更の提出をお願いしております。有料老人ホームにおいても同様に、変更の都度提出してください。

なお、当該制度の適用は入居者に定住性があることを条件としております。